

開催日時

2020年6月23日(火曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時)

開催場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館9階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議決権行使期限

2020年6月22日(月曜日) 午後5時40分まで

第97回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染症拡大防止について
感染症拡大防止のための対応については、
本招集ご通知2ページをご参照ください。
なお、お土産は従前どおりご用意しており
ませんので、あらかじめご了承ください。

フジ日本精糖株式会社

証券コード 2114

CONTENTS

第97回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	3
連結計算書類	22
計算書類	25
監査報告書	29
株主総会参考書類	35
決議事項	
第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役6名選任の件
第3号議案	監査役1名選任の件
第4号議案	補欠監査役1名選任の件

(証券コード2114)
2020年6月5日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号
フジ日本精糖株式会社
代表取締役社長 櫻 田 誠 司

第97回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月22日（月曜日）午後5時40分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館9階会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第97期（自2019年4月1日）
至2020年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第97期（自2019年4月1日）
至2020年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fnsugar.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。なお、本招集ご通知添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fnsugar.co.jp/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下のとおり、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

- ・本年は当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使をぜひご検討ください。
- ・会場におきましては、マスクの常時ご着用やアルコール消毒液のご使用等につき、ご協力をお願い申し上げます。
- ・会場内の座席は、間隔を空けた配置とするため、例年より座席数が大きく減少しており、ご入場をお控えいただく場合がございます。また、体調不良と見受けられる方には、お声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございます。
- ・議事は、長時間にわたる密集状況の発生を回避するため、速やかな進行に努めさせていただきます。
- ・登壇役員と運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。

今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.fnsugar.co.jp/>)にてお知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、世界的な通商問題に加え、消費増税後の個人消費が停滞し、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大により国内外の経済が大きく影響を受け、景気及び先行きは、さらに不透明な状況となっております。

精糖業界においては、消費が減少傾向にあるなか、加糖調製品や異性化糖および他の甘味料の浸食などにより、厳しい販売状況が続いております。

この様な経済環境下、当社グループは、品質管理の徹底を図り、顧客満足度を高めるなか、砂糖では製品の安定供給に取り組んでまいりました。また、機能性素材では高付加価値提案型の販売活動に取り組んでまいりました。

この結果、当期の当社グループの業績は、売上高18,958百万円（前年同期比3.4%減）、営業利益1,491百万円（同10.5%増）、経常利益1,644百万円（同4.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,197百万円（同248.0%増）の減収増益となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

【精糖事業】

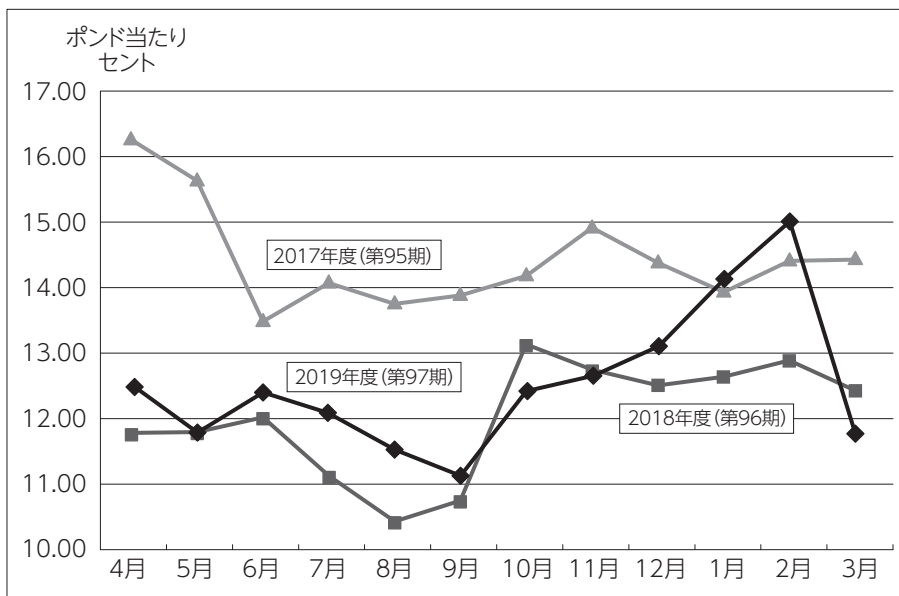
精糖事業につきましては、海外原糖市況は、ニューヨーク先物市場が期初12.53セント（1ポンドあたり）で始まり、タイ・インドをはじめとする主要生産国での減産を受け、足元の世界需給がひっ迫するとの観測から上昇すると、2月12日に15.90セントを付けました。しかし、その後、新型コロナウイルスの世界的な蔓延拡大により、リスクオフの動きに転じると急落し、10.42セントまで下げて期末を迎えました。

一方、国内製品市況は期初東京現物相場（日本経済新聞掲載）187円～188円（上白大袋1キログラム当たり）で始まりそのまま期末を迎えました。

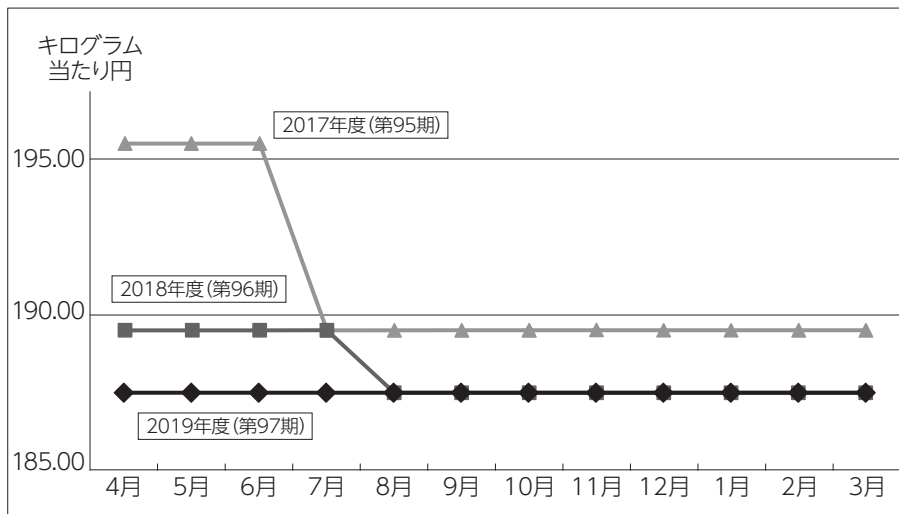
製品の荷動きとしましては、期初は5月のゴールデンウィークが10連休となったことから4月は順調に推移したものの、その後は梅雨寒が長引いたこと、冬場の暖冬傾向や加糖調製品の浸食により飲料関係や菓子関係を中心に減少となり、更に年明けには新型コロナウイルスの感染症拡大影響から消費が落ち込み、販売数量は前年を大きく下回りました。

しかしながら、堅実で安定した原材料仕入れを図り、更なるコスト削減に努めた結果、売上高は、10,727百万円（前年同期比4.0%減）、営業利益は、1,579百万円（同2.2%増）の減収増益となりました。

NY先物価格 月別平均相場 (原糖)



東京現物 月別平均相場 (上白大袋)



【機能性素材事業】

機能性素材事業につきましては、機能性食品部門のイヌリンは、当社製品を使用した機能性表示食品が大手ユーザで採用されてきたことに加え、低糖質素材およびたんぱく質摂取強化素材として評価され販売数量は増加いたしました。

海外においては、タイ国および周辺国での販売に注力した結果、粉末乳製品、豆乳飲料等に食物繊維強化素材として採用され、販売数量を大幅に伸ばすことができました。

切り花活力剤部門では、切花消費の不振の影響がありましたが、引き続きBS放送でのテレビCMによるブランド強化をはかる他、業務用新製品を投入するなど販売に力を入れた結果、増収増益となりました。

連結子会社ユニテックフーズ株式会社におきましては、主力商品であるゼラチンの販売数量の減少があり、他商品の販売に注力しましたが、減収減益となりました。

これらの結果、売上高は、7,432百万円（前年同期比2.5%減）、営業利益320百万円（同50.0%増）の減収増益となりました。

【不動産事業】

不動産事業につきましては、売上高601百万円（前年同期比2.2%減）、営業利益512百万円（同5.6%減）の減収減益となりました。

【その他食品事業】

その他食品事業につきましては、タイ国での食品関連事業が中心であります。売上高は、198百万円（前年同期比13.4%減）、営業損失は56百万円（前年同期営業損失91百万円）の減収増益となりました。

2. 対処すべき課題

今後のわが国の経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により、予断を許さない状況のなか、当社グループは、引き続き製品の安定供給および品質管理を重要課題として取り組むとともに、タイ連結子会社を中心に海外事業の推進に注力してまいります。

精糖事業につきましては、引き続き営業体制の強化を図り、顧客重視と効率的な販売に努めてまいります。加糖調製品や他甘味料の浸食、少子高齢化などによる砂糖の消費減少傾向に歯止めがかからない状況のなか、新型コロナウイルス感染拡大の収束が不透明である事もあり、厳しい販売環境が続く事が予想されるため、堅実で安定した原材料仕入れを図り、更なるコスト削減に努めてまいります。

機能性素材事業につきましては、機能性食品部門では、イヌリンの国内販売では新規の機能性食品の登録を目指し、引き続き幅広い分野への拡販を行ってまいります。また、海外販売では、食物繊維の需要が活発なアジア各国への販売増に取り組んでいきます。さらに各部門においても、コスト削減に努めてまいります。

不動産事業につきましては、自社所有賃貸物件の維持管理による安定収益の確保に努めてまいります。

以上のとおり、当社は各事業部門における収益力の一層の向上を図り、安定した収益体制を構築しながら、将来の中核となる新規事業、新製品を開発する投資やM&Aを実行し、海外事業を積極的に展開することで企業の活力を高めるように努める所存であります。

今後とも当社の企業理念の「夢のあるたくましい会社」を目指し、5つの経営方針に基づき株主、取引先、社員の満足度を高め、食文化による豊かな生活づくりを通じて社会に貢献し、人材を育成して会社の価値を高めることにさらなる努力をしてまいります。

経営方針

- ① 顧客第一主義の徹底
- ② 会社の発展と共に社員が成長する企業文化の形成
- ③ 公正で透明性のある企業活動の推進
- ④ 社会に評価される企業価値の向上
- ⑤ 社会に貢献する企業市民活動の充実

3. 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は87百万円であり、取得した主な設備は次のとおりであります。

フジ日本精糖株式会社	イヌリン販売管理システム追加	3百万円
ユニテックフーズ株式会社	販売管理他システム構築	22百万円

上記の所要資金は、主として自己資金を充当いたしました。

4. 財産および損益の状況の推移

区 分	2016年度 第 94 期	2017年度 第 95 期	2018年度 第 96 期	2019年度 第 97 期 (当期)
売 上 高 (百万円)	19,347	19,846	19,634	18,958
経 常 利 益 (百万円)	856	1,225	1,573	1,644
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	713	793	344	1,197
1 株当たり当期純利益 (円)	26.59	29.56	12.81	44.58
総 資 産 (百万円)	22,231	23,290	22,162	21,490
純 資 産 (百万円)	16,006	16,857	16,209	16,853

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

5. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
協立食品(株)	20百万円	100%	砂糖、食料品の販売 不動産の保守管理
ユニテックフーズ(株)	300百万円	100%	食品添加物、農産加工品、機能 性素材等の加工、販売
Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.	350百万バーツ	100%	機能性食品素材「イヌリン」の 製造販売
DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd.	37百万バーツ	80%	パンの製造販売
FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd.	2百万バーツ	49%	機能性食品素材「イヌリン」お よび各種食品に関する事業等
UNITEC FOODS KOREA Co.,Ltd.	300百万ウォン	100%	食品添加物の製造・販売 食品原料の輸出入

(注) UNITEC FOODS KOREA Co.,Ltd.の株式は、ユニテックフーズ株式会社を通じての間接所有となっております。

6. 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、精糖事業（精製糖、砂糖関連製品の製造販売）のほか機能性素材事業（イヌリン、カテキン製剤などの食品添加物、切花活力剤の製造販売、ペクチン等の機能性食品素材の仕入販売）および不動産事業を主たる業務として行っております。

7. 主要な営業所および工場（2020年3月31日現在）

(1) 当社

本社……東京都中央区

工場……静岡県静岡市

上記のほか、主として関連会社の太平洋製糖(株)において精製糖の生産を委託しております。

(2) 子会社

協立食品(株)……………東京都中央区

ユニテックフーズ(株)……………東京都中央区

Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.

本社……………タイ王国バンコク都

工場……………タイ王国ラチャブリ県

DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd. ……タイ王国アユタヤ県

FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd. ……タイ王国バンコク都

UNITEC FOODS KOREA Co.,Ltd. ……大韓民国慶尚南道

8. 従業員の状況（2020年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
231名	3名減

(注) 従業員数には、嘱託等28名および準社員3名は含んでおりません。

9. 主要な借入先（2020年3月31日現在）

借入先	借入金残高
(株) みずほ銀行	543百万円
(株) 三菱UFJ銀行	306
(株) 静岡銀行	216
(株) 三井住友銀行	172
(株) 清水銀行	100

Ⅱ. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 110,000,000株
2. 発行済株式の総数 29,748,200株 (自己株式 2,896,020株を含む)
3. 株 主 数 18,919名
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
双 日 (株)	8,153 千株	30.36 %
豊 田 通 商 (株)	2,459	9.16
鈴 与 (株)	1,902	7.09
和 田 製 糖 (株)	1,197	4.46
(株) 静 岡 銀 行	792	2.95
(株) 榎 本 武 平 商 店	758	2.82
小 倉 運 輸 (有)	669	2.49
新 潟 県 砂 糖 卸 荷 受 商 業 協 同 組 合	600	2.23
(株) サ カ タ の タ ネ	563	2.10
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 (株)	447	1.67

(注) 持株比率は自己株式 (2,896千株) を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役に関する事項 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	船 越 義 和	ユニテックフーズ(株)取締役 Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.取締役会長 FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd.取締役 DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd.取締役
代表取締役社長	櫻 田 誠 司	協立食品(株)取締役 ユニテックフーズ(株)取締役 Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.取締役 FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd.取締役 DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd.取締役 太平洋製糖(株)取締役 マ・マーマカロニ(株)取締役
取 締 役	櫻 田 礎 久	専務執行役員砂糖本部本部長 協立食品(株)取締役 太平洋製糖(株)取締役
取 締 役	木 船 亨	執行役員管理本部本部長 ユニテックフーズ(株)監査役
取 締 役	村 上 光 廣	鈴与(株)相談役
取 締 役	前 田 馨	双日(株)食料・アグリビジネス本部本部長補佐
取 締 役	菊 地 正 男	(株)ノルレイク・インターナショナル取締役
監 査 役 (常勤)	福 田 弘	太平洋製糖(株)監査役
監 査 役	上 平 徹	上平会計事務所所長 (株)湖池屋取締役 (監査等委員)
監 査 役	坪 好 教	豊田通商(株)食料・生活産業本部 食料・生活産業企画部戦略企画グループ グループリーダー

- (注) 1. 取締役のうち村上光廣、前田 馨および菊地正男の各氏は社外取締役であります。なお、当社は、村上光廣、菊地正男の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役のうち上平 徹、坪 好教の両氏は社外監査役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役上平 徹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 2019年6月18日開催の第96回定時株主総会において、菊地正男氏は取締役、坪好教氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。
5. 2019年6月18日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって、監査役菊地正男、東順一郎の両氏は辞任いたしました。

2. 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	91,235千円 (14,064千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	23,848千円 (7,479千円)
合 計 (うち社外役員)	12名 (7名)	115,084千円 (21,543千円)

- (注) 1. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与および賞与は含まれておりません。
2. 上記の監査役の支給人員には、2019年6月18日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役2名を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	村上光廣	鈴 与 (株)	相 談 役	鈴与(株)は、当社の株式を保有する大株主であり、当社との間には、製品等の運送・保管等の取引関係があります。
取締役	前田 馨	双 日 (株)	食料・アグリ ビジネス本部 本部長補佐	双日(株)は、当社の株式を保有する主要株主であります。また、同社と当社との間には商品供給等の取引があり、同社は特定関係事業者であります。
取締役	菊地正男	(株)ノルレイク・ インターナショナル	取 締 役	(株)ノルレイク・インターナショナルと当社との間には、特別な関係はありません。
監査役	上平 徹	上平会計事務所	所 長	上平会計事務所と当社との間には、特別な関係はありません。
		(株)湖池屋	取 締 役 (監査等委員)	(株)湖池屋と当社との間には、特別な関係はありません。
監査役	坏 好教	豊田通商(株)	食料・生活産業 本部食料・生活 産業企画部戦略 企画グループ グループリーダー	豊田通商(株)は、当社の株式を保有する大株主であり、当社の販売代理店および原料等の仕入れ先であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	村 上 光 廣	当期開催の取締役会11回のうち10回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	前 田 馨	当期開催の取締役会11回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	菊 地 正 男	2019年6月18日就任後開催の取締役会9回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	上 平 徹	当期開催の取締役会11回のうち10回に出席し、また、当期開催の監査役会16回のうち15回に出席しております。主に公認会計士としての立場からの発言を行っております。
監 査 役	坏 好 教	2019年6月18日就任後開催の取締役会9回全てに出席し、また、2019年6月18日就任後開催の監査役会12回全てに出席しております。議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
(1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,500千円
(2) 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,490千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、(1)の支払額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「企業会計基準第29号（収益認識に関する会計基準）の適用に関するアドバイザリー業務」に対し6,990千円支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

V. 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

- (1) 当社の取締役の職務および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役および使用人は、法令および定款等の遵守はもとより、当社が定める企業理念および行動憲章に則り、誠実に職務を遂行しなければならない。
 - ② コンプライアンス全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進と充実を図る。
 - ③ コンプライアンスの推進については、「コンプライアンスプログラム」を制定し、役員および使用人等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え、マニュアルの配布や啓発および教育を通じて指導する。
 - ④ 代表取締役社長直轄の監査室は、内部監査に関する社内規程に基づき業務執行状況の監査および報告を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制
当社の取締役の職務の執行に係わる情報については、取締役会規程および文書管理規程に基づき、保存媒体に応じて適切に保存管理する。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理については、リスク管理基本方針に則り、代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会において、危機管理規程に基づいたリスクの管理を行うとともに、リスクの評価・管理体制の構築を行う。
 - ② 災害、事故、不測の事態が発生した場合には、危機対策委員会を設置して、必要な対策を講じる。

- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会を原則3ヶ月に1回開催する。また必要に応じ臨時取締役会を開催し、機動的な意思決定を行う。
 - ② 執行役員制を導入することにより、権限と責任を明確にし、意思決定の迅速化を図るとともに、業務遂行の効率性を図る。
 - ③ 職務権限規程等の社内規程に基づき、意思決定の対象範囲と決裁基準等を明確にし、責任の所在を明らかにするとともに業務の効率的な執行を実現する。
 - ④ 中期経営計画および単年度予算を策定し、目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社および子会社のコンプライアンス体制の構築を図り、役員および使用人等に対して企業倫理・法令および定款の遵守を指導することにより、公正かつ適正な業務運営の実現を図る。
 - ② 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業目的を遂行するよう指導、助成し、相互の利益を増進する。また、重要案件についての取り扱いや報告等ルールに関して、関係会社管理規程に定め、グループ経営の一体性を確保するため主管部門を設置して、円滑な運営の指導にあたる。
 - ③ 監査室は、子会社を含めた業務全般に関する監査を行う。
 - ④ 当社グループの信頼性のある財務報告を作成するために、内部統制委員会を設置し、整備、運用状況を評価し改善を推進する。
- (6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係わる事項の報告に関する体制および当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 関係会社管理規程に基づき、子会社は営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社へ定期的な報告を行う。
 - ② 子会社のリスク管理については、関係会社管理規程に基づき、主管部門にて指示・情報伝達を行いリスクの把握・管理を行う。

- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
- ① 監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で監査役の職務を補助する使用人を任命することとする。
 - ② 当該使用人の任命、評価および異動などにおいて監査役の事前の同意を得る事により、取締役からの独立性を確保するものとする。
 - ③ 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従うことを原則とする。
- (8) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 子会社の社内規程等に基づき、意思決定の対象範囲と決裁基準等を明確にすることにより、責任の所在を明らかにするとともに業務の効率的な執行を実現する。
 - ② 中期経営計画および単年度予算を策定し、目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- (9) 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制
- ① 取締役会、その他重要な会議において取締役および使用人は随時担当業務の報告を行う。
 - ② 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、常勤役員会などの重要な会議に出席することができる。
 - ③ 監査役には、稟議書他社内的重要書類を回付する。
 - ④ 監査役は、代表取締役との定期的な会合、取締役および執行役員と必要に応じたレビューを実施する他、会計監査人、顧問弁護士、顧問税理士および監査室等との連携を図る。
- (10) 当社の子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
- ① 当社グループの役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ② 当社グループの役職員は、法令他の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社監査役に対して報告を行う。

- (11) 報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制および監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役と代表取締役とは、定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題ならびに監査上の重要事項等について意見交換し、相互認識を深めるものとする。
 - ② 監査役と会計監査人は、定期的会合を持ち、監査上の重要課題について意見を交換し、相互認識を深めるものとする。
 - ③ 監査役は監査室と緊密な連携を保つと共に、経理部、総務人事部その他各部に対しても、必要に応じ、協力を求めることができる。
 - ④ 当社は、監査役がその職務について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務の処理を行う。
- (13) 反社会的勢力を排除するための体制
当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本に反社会勢力の排除に向け、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは関係を持たず、不当、不要な要求には一切応じないことをフジ日本精糖行動憲章に定める。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス

代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を開催し、コンプライアンスに関する重要事項などに関し、担当部署から報告を受けております。また、全役職員へコンプライアンスに関するマニュアルを配布し周知するとともに、入社時研修にてコンプライアンスに関する教育を実施するなどして、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。なお、全役職員に対し、コンプライアンス推進委員会の活動内容等について、年に1回報告を行っております。また、当社はコンプライアンス推進規程に基づき、内部通報窓口を設置しており、担当部門によって適切に運用を行っております。

(2) 取締役の職務執行

取締役会規程に基づき取締役会を開催し、取締役会は法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行うとともに、職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。なお、当事業年度においては、取締役会を11回開催しております。

(3) 内部監査の実施

監査室が内部監査計画に基づき、当社ならびに当社子会社における業務の適正性や法令順守状況等に関する内部監査を実施しております。また、それぞれの検証結果を内部統制報告書として代表取締役および常勤監査役に対し報告を行っております。

(4) 監査役の職務執行

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。当事業年度においては、16回開催されており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告および監査役相互による意見交換等が行われております。また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人および監査室と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視をしております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、厳しい業界環境下、安定的な経営成績の確保、強固な経営基盤の確立に努め、株主の皆様に対しては、安定的な利益還元の継続や自己株式の取得等の資本政策による株主価値の向上を経営の重要課題としております。配当政策につきましては、安定的な配当の実施を基本方針としておりますが、業績に応じた内部留保の充実等も含めて総合的に判断することとしております。

当期の剰余金の配当につきましては、当期の業績ならびに財務体質の強化と事業拡大に必要な内部留保の充実等を勘案した上で、2020年5月20日開催の取締役会決議により、1株につき11円とさせていただきます。これにより、配当金総額は295,373,980円となりました。

また、その他に繰越利益剰余金を500百万円を減少させ別途積立金の500百万円積立てる剰余金の処分を行いました。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満を切り捨てております。
2. 売上高他の記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,479,259	流 動 負 債	3,152,314
現金及び預金	2,638,735	買掛金	977,866
受取手形及び売掛金	2,569,323	短期借入金	1,315,989
有価証券	300,000	未払法人税等	96,424
商品及び製品	2,115,006	未払消費税等	17,691
仕掛品	142,800	賞与引当金	116,663
原材料及び貯蔵品	686,590	その他	627,678
その他	1,029,209		
貸倒引当金	△2,406	固 定 負 債	1,484,762
固 定 資 産	12,011,734	長期借入金	294,859
有形固定資産	3,151,100	繰延税金負債	545,944
建物及び構築物	424,033	退職給付に係る負債	53,268
機械装置及び運搬具	120,163	資産除去債務	67,328
土地	2,527,435	その他	523,361
その他	79,468	負 債 合 計	4,637,076
無形固定資産	167,094	純 資 産 の 部	
のれん	37,864	株 主 資 本	15,414,123
その他	129,230	資本金	1,524,460
投資その他の資産	8,693,538	資本剰余金	2,049,343
投資有価証券	6,305,030	利益剰余金	12,557,481
長期貸付金	2,099,436	自己株式	△717,161
その他	313,502	その他の包括利益累計額	1,550,229
貸倒引当金	△24,430	その他有価証券評価差額金	1,525,792
		為替換算調整勘定	104,603
		退職給付に係る調整累計額	△80,165
		非支配株主持分	△110,434
資 産 合 計	21,490,994	純 資 産 合 計	16,853,917
		負債・純資産合計	21,490,994

連結損益計算書

(自2019年4月1日)
(至2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	18,958,964
売上原価	13,698,310
売上総利益	5,260,653
販売費及び一般管理費	3,769,420
営業利益	1,491,233
営業外収益	
受取利息	32,812
受取配当金	76,125
持分法による投資利益	111,255
その他	23,029
営業外費用	
支払利息	23,000
為替差損	58,654
貸倒引当金繰入	394
その他	7,790
経常利益	1,644,616
特別利益	
投資有価証券売却益	12
特別損失	
投資有価証券売却損	15,341
税金等調整前当期純利益	1,629,286
法人税、住民税及び事業税	416,415
法人税等調整額	24,182
当期純利益	1,188,689
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△8,391
親会社株主に帰属する当期純利益	1,197,080

連結株主資本等変動計算書

(自2019年4月1日)
(至2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,524,460	2,049,343	11,724,125	△717,126	14,580,802
会計方針の変更による累積的影響額			△68,350		△68,350
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,524,460	2,049,343	11,655,775	△717,126	14,512,452
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△295,374		△295,374
親会社株主に帰属する当期純利益			1,197,080		1,197,080
自己株式の取得				△35	△35
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	901,706	△35	901,670
当 期 末 残 高	1,524,460	2,049,343	12,557,481	△717,161	15,414,123

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,727,271	41,938	△45,575	1,723,634	△94,757	16,209,679
会計方針の変更による累積的影響額						△68,350
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,727,271	41,938	△45,575	1,723,634	△94,757	16,141,329
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△295,374
親会社株主に帰属する当期純利益						1,197,080
自己株式の取得						△35
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△201,479	62,664	△34,590	△173,405	△15,677	△189,082
当期変動額合計	△201,479	62,664	△34,590	△173,405	△15,677	712,587
当 期 末 残 高	1,525,792	104,603	△80,165	1,550,229	△110,434	16,853,917

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	6,365,846	流動負債	1,309,073
現金及び預金	2,135,497	買掛金	212,261
受取手形	7,623	短期借入金	470,000
売掛金	1,395,883	未払金	5,509
有価証券	300,000	未払費用	439,940
商品及び製品	803,723	未払法人税等	55,187
仕掛品	125,414	未払消費税	4,720
材料及び貯蔵品	579,434	前受金	49,301
前払費用	28,302	賞与引当金	8,938
短期貸付	892,100		63,213
そ貸倒引当金	99,109		
	△1,243	固定負債	1,539,797
固定資産	12,021,553	長期借入金	220,000
有形固定資産	2,943,957	繰延税金負債	581,670
建物	318,024	預り保証金	409,758
構築物	39,609	資産除去債務	18,088
機械装置	33,070	債務保証損失引当金	242,505
車両運搬具	1,585	その他	67,775
工具器具備品	24,231	負債合計	2,848,871
土地	2,527,435	純資産の部	
無形固定資産	90,106	株主資本	14,012,737
借地権	41,806	資本金	1,524,460
施設利用権	1,948	資本剰余金	2,419,642
ソフトウェア	46,352	資本準備金	2,366,732
投資その他の資産	8,987,489	その他資本剰余金	52,909
投資有価証券	4,368,011	利益剰余金	10,785,796
関係会社株	2,246,253	利益準備金	334,865
出資	400	その他利益剰余金	10,450,931
長期貸付	3,278,499	研究開発積立金	100,000
そ貸倒引当金	310,763	別途積立金	9,190,000
	△1,216,438	繰越利益剰余金	1,160,931
資産合計	18,387,400	自己株式	△717,161
		評価・換算差額等	1,525,792
		その他有価証券評価差額金	1,525,792
		純資産合計	15,538,529
		負債・純資産合計	18,387,400

損益計算書

(自2019年4月1日)
(至2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,647,861
売上原価	8,952,209
売上総利益	3,695,651
販売費及び一般管理費	2,470,410
営業利益	1,225,240
営業外収益	
受取利息	32,338
有価証券利息	30
受取配当金	157,810
債務保証損失引当金戻入益	149,908
その他	18,412
の	358,500
営業外費用	
支払利息	3,905
為替差損	58,048
貸倒引当金繰入	45,719
その他	292
の	107,965
経常利益	1,475,776
特別利益	
投資有価証券売却益	12
の	12
特別損失	
投資有価証券売却損	15,341
の	15,341
税引前当期純利益	1,460,446
法人税、住民税及び事業税	343,898
法人税等調整額	23,395
当期純利益	1,093,152

株主資本等変動計算書

(自2019年4月1日)
(至2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,524,460	2,366,732	52,909	2,419,642
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				
配当準備積立金の取崩				
別途積立金の取崩				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	1,524,460	2,366,732	52,909	2,419,642

	株 主 資 本								
	利 益 剰 余 金							自己株式	株主資本 合計
	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 益 剰余金 合計		
		配当準備 積立金	研究開発 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	334,865	380,000	100,000	9,290,000	△116,846	9,988,018	△717,126	13,214,994	
当 期 変 動 額									
剰余金の配当					△295,374	△295,374		△295,374	
配当準備積立金の取崩		△380,000			380,000	-		-	
別途積立金の取崩				△100,000	100,000	-		-	
当期純利益					1,093,152	1,093,152		1,093,152	
自己株式の取得							△35	△35	
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計		△380,000		△100,000	1,277,777	797,777	△35	797,742	
当 期 末 残 高	334,865	-	100,000	9,190,000	1,160,931	10,785,796	△717,161	14,012,737	

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,727,271	1,727,271	14,942,266
当期変動額			
剰余金の配当			△295,374
配当準備積立金の取崩			—
別途積立金の取崩			—
当期純利益			1,093,152
自己株式の取得			△35
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△201,479	△201,479	△201,479
当期変動額合計	△201,479	△201,479	596,262
当期末残高	1,525,792	1,525,792	15,538,529

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

フジ日本精糖株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大 中 康 宏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 箕 輪 恵 美 子 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フジ日本精糖株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジ日本精糖株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

フジ日本精糖株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 中 康 宏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 箕 輪 恵 美 子 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フジ日本精糖株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

フジ日本精糖株式会社 監査役会

監査役（常勤） 福 田 弘 ㊟

監査役 上 平 徹 ㊟

監査役 坏 好 教 ㊟

(注) 監査役上平 徹及び監査役坏 好教は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期限を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (監査役の選任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (監査役の選任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 <u>当社は、会社法第329条第3項により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員7名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のために1名減員し、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ふな こし よし かず 船 越 義 和 (1950年) (1月1日生)	1973年4月 日商岩井(株) (現双日(株)) 入社 1999年10月 同社 食品流通部長 2005年4月 双日食料(株) 代表取締役社長 2007年5月 当社 入社 2007年6月 当社 常務取締役 2008年6月 ユニテックフーズ(株) 取締役 (現任) 2011年6月 当社 専務取締役 清水工場代表 機能性素材担当 2012年6月 太平洋製糖(株) 取締役 当社 代表取締役社長 2012年7月 Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd. 取締役会長 (現任) 2013年6月 FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd. 取締役 (現任) 2014年6月 マ・マーマカロニ(株) 取締役 2014年9月 DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd. 取締役 (現任) 2018年6月 当社 代表取締役会長 (現任)	76,100株
<p>【取締役候補者とした理由】 2012年6月より代表取締役社長、2018年6月より代表取締役会長を務め、経営者として豊富な経験・見識を有しております。これらの経験や実績を活かし、当社グループのさらなる成長と企業価値向上に貢献することを期待し、引き続き、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	さくら だ せい じ 櫻 田 誠 司 (1963年) (3月19日生)	1985年4月 日商岩井(株) (現双日(株)) 入社 2008年8月 双日(株) 食料部食料担当部長 2009年10月 同社 穀物飼料部副部長 2013年4月 当社 執行役員 社長補佐営業戦略室室長 2013年6月 ユニテックフーズ(株) 取締役 FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd. 取締役 (現任) 2014年6月 当社 取締役常務執行役員 機能性素材本部本部長兼機能性食品営業部部長兼営業戦略室室長 2014年7月 Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd. 取締役 (現任) 2017年6月 当社 取締役専務執行役員 機能性素材本部本部長兼営業戦略室室長 2018年2月 DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd. 取締役 (現任) 2018年4月 当社 取締役専務執行役員 2018年5月 協立食品(株) 取締役 (現任) 2018年6月 太平洋製糖(株) 取締役 (現任) 当社 代表取締役社長 (現任) ユニテックフーズ(株) 取締役 (現任) マ・マーマカロニ(株) 取締役 (現任)	26,500株
【取締役候補者とした理由】 商社および当社での食品関連業務を通じた幅広い経験と知識を活かし、2018年6月より代表取締役社長を務めております。これらの経験や実績を活かし、当社グループのさらなる成長と企業価値向上に貢献することを期待し、引き続き、取締役候補者としたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	きくちまさお 菊地正男 (1950年 1月12日生)	1972年4月 野崎産業(株) (現JFE商事(株)) 入社 1995年10月 同社 (現JFE商事(株)) 国際商品部長 1999年4月 川鉄商事(株) (現JFE商事(株)) 砂糖食糧部長 2004年6月 和田製糖(株) 取締役営業本部長 2009年4月 同社 常務取締役 2011年6月 トーホーサービス(株) 代表取締役社長 2014年6月 和田製糖(株) 専務取締役 2015年10月 (株)ノルレイフ・インターナショナル 取締役 (現任) 2017年10月 清田糖業(株) 代表取締役社長 2018年6月 当社 監査役 2019年6月 当社 取締役 (現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由】 これまで培ってきた経営者としての経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監督と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。			
4	※ せきねいくや 関根郁也 (1957年 9月11日生)	1981年4月 日商岩井(株) (現双日(株)) 入社 2000年4月 同社 食料原料部担当部長 2001年4月 (株)健勝苑 SC情報拡大部部长 2007年6月 双日(株) 生活産業部門事業戦略推進室担当部長 2013年5月 同社 食料事業部担当部長 2016年4月 当社 砂糖本部副本部長 2016年9月 南栄糖業(株) 取締役 (現任) 2017年6月 当社 執行役員 砂糖本部副本部長 2019年6月 当社 上席執行役員 砂糖本部副本部長 (現任)	7,800株
【取締役候補者とした理由】 商社および当社砂糖部門における豊富な知識と経験を当社経営に活かすことを期待し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	※ たか はし あき ひこ 高橋明彦 (1955年) (1月26日生)	1977年4月 鈴与(株) 入社 2005年7月 同社 国際室専務付き特命事項担当部長 2005年11月 同社 物流企画室室長 2007年6月 SUZUYO(THAILAND)Ltd. President 2010年11月 鈴与(株) 取締役 2011年11月 同社 常務取締役 2016年11月 同社 専務取締役 2018年11月 同社 取締役副社長(現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由】 鈴与(株)の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。			
6	※ やま ぐち よし ひと 山口佳仁 (1966年) (4月11日生)	1990年4月 日商岩井(株)(現双日(株)) 入社 2002年11月 鈴秀工業(株) 入社 2012年4月 双日(株) 入社 2017年7月 同社 物流統括部部長 2019年4月 同社 食料・アグリビジネス本部 食料・水産部部長(現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由】 これまで培ってきたビジネス経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者であります。
3. 当社と菊地正男氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、当社は高橋明彦および山口佳仁の両氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 菊地正男、高橋明彦および山口佳仁の各氏は社外取締役候補者であります。なお、菊地正男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、高橋明彦氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

5. 山口佳仁氏は、当社の議決権比率の30.4%を保有する主要株主である双日(株)において食料・アグリビジネス本部食料・水産部部長の役職にあります。また、当社と同社との間には商品供給等の取引があり、同社は特定関係事業者であります。
6. 菊地正男氏の社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって1年間であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 坏 好教氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
あくつ よしのり 坏 好 教 (1970年) (12月3日生)	1994年4月 (株)トーメン (現豊田通商(株)) 入社 2009年4月 Toyota Tsusho (Thailand) 駐在員 2012年4月 豊田通商(株) 食料本部食糧部糖質グループ 2012年11月 同社 コーポレート本部ERM部市場リスク管理グループ 2015年4月 同社 食料本部穀物第二部穀物リスク管理グループ 2017年4月 同社 食料・生活産業本部穀物第二部穀物リスク管理グループグループリーダー 2019年4月 同社 食料・生活産業本部食料・生活産業企画部戦略企画グループグループリーダー(現任) 2019年6月 当社 監査役(現任)	0株

【社外監査役候補者とした理由】

当社と商品供給等の取引がある豊田通商(株)において食料・生活産業本部食料・生活産業企画部戦略企画グループでグループリーダーの役職にあり、食品業界に関する豊富な識見を有していることから、引き続き、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社と坏 好教氏は、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 坏 好教氏は社外監査役候補者であります。なお、坏 好教氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 坏 好教氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
ふじ た せい じゅん 藤田世潤 (1954年) (3月25日生)	1977年10月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1986年7月 藤田会計事務所開設 2000年6月 新創監査法人設立 代表社員(現任) 2006年4月 新創監査法人 理事長(現任) 2008年10月 新創パートナーズ税理士法人設立 代表社員(現任)	0株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 公認会計士としての専門的な知識・経験等を活かし、独立した立場で監査体制の強化に資することが期待されるため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。 なお、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。		

(注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 藤田世潤氏は補欠の社外監査役候補者であります。

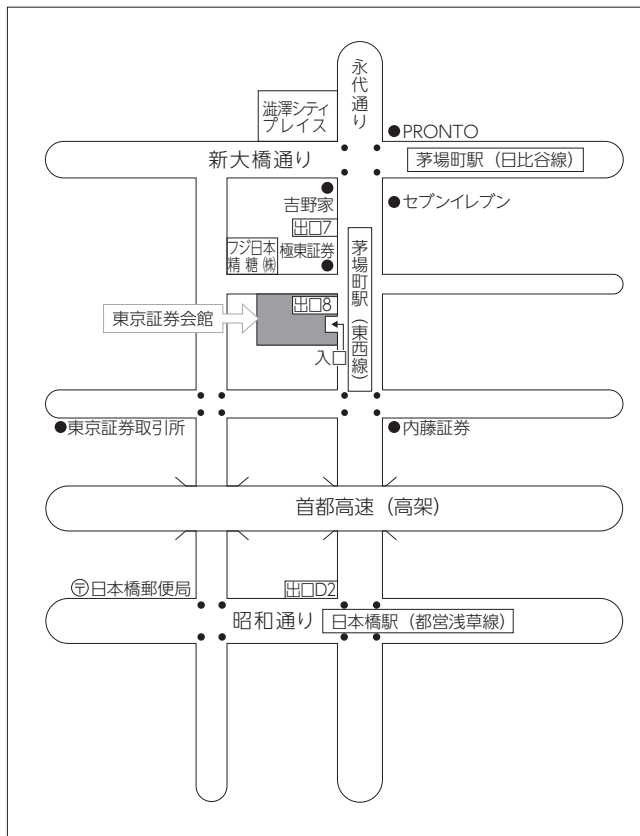
3. 藤田世潤氏が社外監査役に就任された場合は、当社は会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

4. 藤田世潤氏が社外監査役に就任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

東京証券会館 9階会議室
 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
 電話 03-3667-9210



- | | | | |
|--------|-------------|------|------------------------|
| ●東京メトロ | 東西線
日比谷線 | 茅場町駅 | } 8出口 直結
7出口 より徒歩2分 |
| ●都営浅草線 | 銀座線
東西線 | 日本橋駅 | |